

平成二十年十二月十六日受領
答弁第三一九号

内閣衆質一七〇第三一九号

平成二十年十二月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する第三回
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する第

三回質問に対する答弁書

一について

平成二十年八月二十五日の福岡高等裁判所の判決においては、自殺した三等海曹（以下「当該隊員」という。）の上官の言動は国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）上違法であり、当該言動と当該隊員の自殺との相当因果関係が認められると判断され、国に損害賠償義務があることが確定した。

二について

遺族が来省する際に御子息が亡くなられたことについておわびを申し上げる旨を報告したものである。

三について

防衛省としては、遺族に対して、御子息が亡くなられたことについておわびを申し上げたところであるが、いずれにしても、前途ある隊員を志半ばで失うことや悲しい思いをされる御家族が生じるといったことがないようにするべく、今後とも隊員の自殺防止に全力で取り組んでまいりたい。